

諮問庁：日本私立学校振興・共済事業団

諮問日：平成28年6月29日（平成28年（独情）諮問第52号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独情）答申第50号）

事件名：特定宿泊施設特定事件に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

日本私立学校振興・共済事業団の特定宿泊施設特定事件に関する文書の一切（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月28日付け私事総第275号により日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

処分庁は、文書の存在を答えること自体が、不開示情報を開示することになると説明するが、既に特定事件があったことなどが報道されており、担当者も懲戒処分を受けていると考えられるなど、文書の存在自体は明らかであるし、そもそも、本件は、特定個人の氏名を示して開示請求を行ったものではないから、根拠そのものが失当である。

また、行政庁は、同一申請に対し二つの矛盾する理由を示す行為は法律上、根拠がないところ、請求文書が仮にあるとしても不開示情報に該当するという主張に係る部分は無効である。

（2）意見書

ア 存否応答拒否とする根拠がないことは諮問庁も認めていること。

いずれの文書も、個人に関する文書であると主張されているが、事案そのものから個人が直ちに特定できるわけではなく、個人に関する具体的な情報をもって個人が特定できるととどまる。今回、事業

団は、存否応答拒否をしながら文書を特定するという行為そのものが、処分を取消す意向を明らかにしている行為であるといえる。

イ 「当該文書全体を引き続き不開示としたい。」という事業団の主張について本件異議申立てに伴う手続において審理されるべき事項ではないこと。

本件では、存否応答拒否行為が違法又は不当かどうかが問題となっている案件であるから、文書全体を不開示するかどうかは本件における審理事項とされるべきではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 法人文書存否応答拒否決定通知書（平成28年1月28日付け私事総第275号）においてその存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるとした存否応答拒否決定に対する異議申立人からの異議申立て内容を受けて再検討した結果、特定事件に関する情報について、事業団では公表していないが、過去のマスコミの報道によって特定事件があったことは知られている事実であることから、別紙に掲げる文書1ないし文書5を特定することとしたい。

2 これら文書に記載されている情報は、特定事件に関わる法5条1号の個人に関する情報である。

以上のことから、当該文書を特定するものの、当該文書全体を引き続き不開示としたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月19日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年10月17日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるなどとして開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書の存在は明らかであるなどとして原処分の取消しを求めている。

(2) 諮問庁は、本件諮問に当たり、理由説明書（上記第3）において、事業団では特定事件に関する情報を公にしていないが、過去のマスコミの報道によって特定事件があったことは知られていることから、本件対象文書に該当するものとして別紙に掲げる文書1ないし文書5を特定する

(存在を明らかにする) ことにするが、これらの文書に記載されている情報は、特定事件に関わる法5条1号の個人に関する情報であるとして、文書全体を引き続き不開示にすべきとしており、当審査会に対し、文書特定や開示・不開示の実質的判断を求めているものと考えられる。

しかしながら、異議申立人が異議申立書(上記第2の2(1))及び意見書(上記第2の2(2))で本件対象文書の不開示情報該当性を本件異議申立ての対象とすることについて明確に否定していることを考慮すると、本件諮問の審査対象は存否応答拒否した原処分 of 妥当性と解すべきである。ただし、処分庁における適切かつ迅速な開示決定等に資するよう、本件対象文書の特定についても併せて検討することとする。

2 原処分 of 妥当性等について

(1) 諮問庁は、上記1(2)のとおり、過去のマスコミの報道によって特定事件があったことが知られているから、本件対象文書の存在を明らかにする旨説明する。

しかしながら、そもそも、本件は、特定個人の氏名を明示した開示請求ではなく、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報(本件存否情報)は、「特定宿泊施設において特定事件があったという事実の有無」である。本件存否情報は、特定事件の関係者の個人に関する情報ではあるものの、特定の個人を識別することはできないから、法5条1号本文前段の不開示情報には該当しない。また、本件存否情報は、特定事件の具体的内容を含むものではないから、本件存否情報が明らかになったとしても、特定事件の関係者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号後段の不開示情報にも該当しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるとは認められないから、同号を根拠に存否応答拒否した原処分は、特定事件の公表の有無にかかわらず、明らか誤りといわざるを得ない。

よって、原処分を取り消し、改めて本件対象文書の存否を明らかにして開示決定等をすべきであるところ、諮問庁は別紙に掲げる文書1ないし文書5を特定したい旨説明することから、以下、この点について検討する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書に該当するものとして文書1ないし文書5を特定する理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 特定事件とは、事業団が経営する特定宿泊施設の業務に関して、特定職員が起こした不祥事である。

イ 事業団では、職員が業務に関連する不祥事を起こした場合、通常、

(i) 調査委員会(事件(不祥事)の事実関係の確認及び発生原因の

調査を行い、再発防止策を検討し、理事長へ報告する。)を理事長決裁によって設置し、(ii)人事関係業務調査検討委員会(以下「検討委員会」という。)(日本私立学校振興・共済事業団就業規則49条に規定する懲戒及び50条に規定する懲戒処分の種類を検討し、理事長へ報告する。)を人事関係業務調査検討委員会設置要綱(平成17年10月19日理事長決裁)に基づき開催することになっている。

ウ 特定事件についても、事件の事実関係の調査・確認、再発防止策の検討、懲戒処分の検討等が行われていることから、(i)に関する文書である「文書1(調査委員会の設置に関する文書)、文書2(調査委員会が理事長へ報告した調査報告書)及び文書3(調査委員会の解散に関する文書)」及び(ii)に関する文書である「文書4(検討委員会の資料)及び文書5(検討委員会が理事長へ報告した検討結果)」について、その存在を明らかに(特定)したい。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明は首肯することができ、文書1ないし文書5は本件対象文書に該当するものと認められる。

他方、上記(2)の諮問庁の説明からすると、文書5により検討委員会が検討結果を理事長に報告した後、理事長が懲戒処分を行うなど何らかの対応を採るはずであるから、懲戒処分等に関する文書が存在する可能性があり、これらの文書が存在すれば、開示請求の対象として特定すべきである。

したがって、文書1ないし文書5は、本件対象文書に該当すると認められるので、これらを特定し、更に調査の上、本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

なお、諮問庁は、上記第3の2のとおり、文書1ないし文書5に記載されている情報は、特定事件に関わる法5条1号の個人に関する情報であるから、文書全体を不開示としたい旨説明するが、特定事件に関する情報であるからといって、直ちに同号の不開示情報に該当するわけではないから、同号の要件該当性を十分に精査し、さらに法6条2項の部分開示の可否も検討した上で、適切な開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当せず、諮問庁が特定すべきとする別紙に掲げる文書1ないし文書5を特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（諮問庁が特定すべきとする文書）

特定宿泊施設特定事件に係る以下の文書

文書1 会館における特定事件等再発防止に係る調査委員会設置について

文書2 会館における特定事件等再発防止に係る調査委員会調査報告書

文書3 会館における特定事件等再発防止に係る調査委員会の解散について

文書4 人事関係業務調査検討委員会資料等について

文書5 「特定宿泊施設特定事件にかかる職員の処分について」の検討結果
について